

平成26年度

第7回・第8回
指定介護保険事業者
新規セミナー資料



平成27年2月23日・24日



神奈川県 介護保険課

目 次

1	基準条例の制定と独自基準について	1
	(参考資料) 介護保険法の体系図	6
2	介護保険法改正の概要	7
3	介護職員等による喀痰吸引等について	8
4	介護職員処遇改善加算について	12
5	関係法令の遵守等について	14
6	指定権者の指導等について	16
	(参考資料) 指導と監査・処分事例等について	17
7	変更届・加算届・廃止届・休止届等について	18
8	業務管理体制の整備に係る届出について	19
9	指定更新申請の手続について	21
10	事業所情報の確認等について	22
11	介護サービス情報の公表制度について	24
12	生活保護法による指定介護機関の指定等について	26
	(参考資料)	
	介護保険事業所に係る指定・指導監督の所管・苦情相談窓口一覧	30

1 基準条例の制定について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等により介護保険法等が改正され、これまで国が省令で定めていた指定基準については地方自治体の条例で定めることとなり、本県では次の条例を制定しました。
- これらの条例の施行に伴い、県所管域に所在する居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者は、平成25年4月1日から、条例に定められた基準に従い事業の運営を行うものとされました。
- 県所管域に所在する居宅介護支援事業者は、平成26年10月1日から、条例に定められた基準に従い事業の運営を行うものとされています。

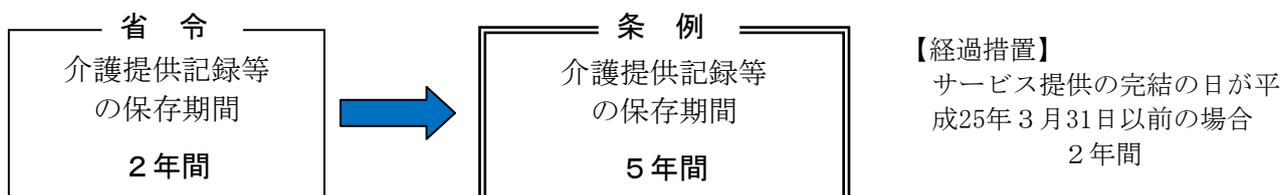
【県が制定した条例】

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第20号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
(平成25年神奈川県条例第21号)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成26年神奈川県条例第41号) 平成26年7月15日公布、平成26年10月1日施行

2 基準条例の独自基準について

基準条例の制定に伴い、これまで国で定めていた施設基準等の内容とは異なる独自基準を定めています。指定居宅サービス等に係る独自基準の主な内容、考え方及び経過措置の内容は次のとおりです。

○サービス提供記録等の保存期間



【考え方】サービスの質の向上を図るとともに、介護報酬の過払の場合の返還請求の消滅時効（5年）への対応を可能とする。

(対象条例)

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

<活用事例>

- ・ 利用者の日々のサービス提供記録を活用し、利用開始時からの利用者の心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者にあった適切なサービスの提供を図る。
- ・ 利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録を従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

3 基準条例の解釈通知の概要について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等の趣旨及び内容について通知で規定しています。

○ 規定内容

利用者の処遇の向上、適切な事業の運営の確保の観点から、本県の実情を踏まえ、次のとおり条例の趣旨及び内容を規定しています。

(1) 基準の性格

(2) 総論

(3) 介護サービス

① 人員に関する基準

・従業員の員数その他の人員に関する内容を国通知に則り規定する。

② 設備に関する基準

・食堂及び機能訓練室の面積(通所介護)

国基準

[第三六 2(2)①]

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室(以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。)については、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

県基準

[第3 VI 2(2)ア]

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室(以下「指定通所介護の機能訓練室等」といいます。)については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされましたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑みて、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではありません。ただし、指定通所介護の単位を更にグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合、複数の部屋の一体的な利用が可能と認められ、かつ利用定員に対し同時に介護を提供できると認められる場合(連続した複数の部屋を開放するなどして、各部屋の間口、開口部などの形状から一体的な利用が可能と認められない場合を除きます。)はこの限りではありません。

なお、食堂及び機能訓練室の機能を果たし得る面積として利用定員1人に対し3平方メートル以上の面積を真に確保するため、機能訓練等を目的とした使用が想定されないスペースは面積から除外するものとします。

【考え方】

食堂及び機能訓練室について、狭隘な部屋多数設置する場合の考え方及びその有効面積について規定する。

・静養室の設置について(通所介護)

国基準
規定なし

県基準

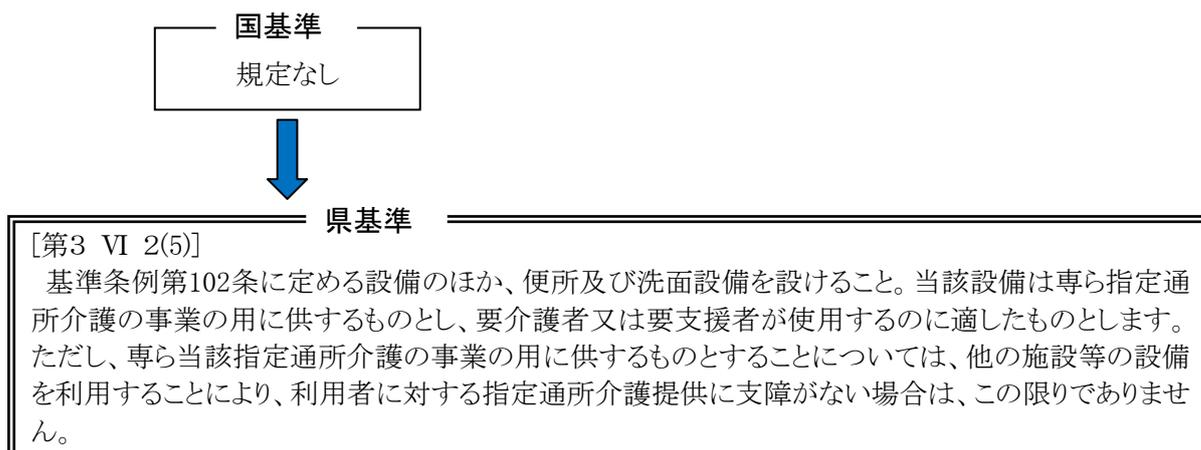
[第3 VI 2(3)]

静養室については、利用者が静養するために必要となる広さを確保必要があります。また、寝具等を設置するとともに、食堂及び機能訓練室に近接する等による見守りの体制を確保してください。

【考え方】

静養室が適正に利用され、見守りの体制が確保されるために規定する。

- ・便所及び洗面設備の設置について(通所介護)



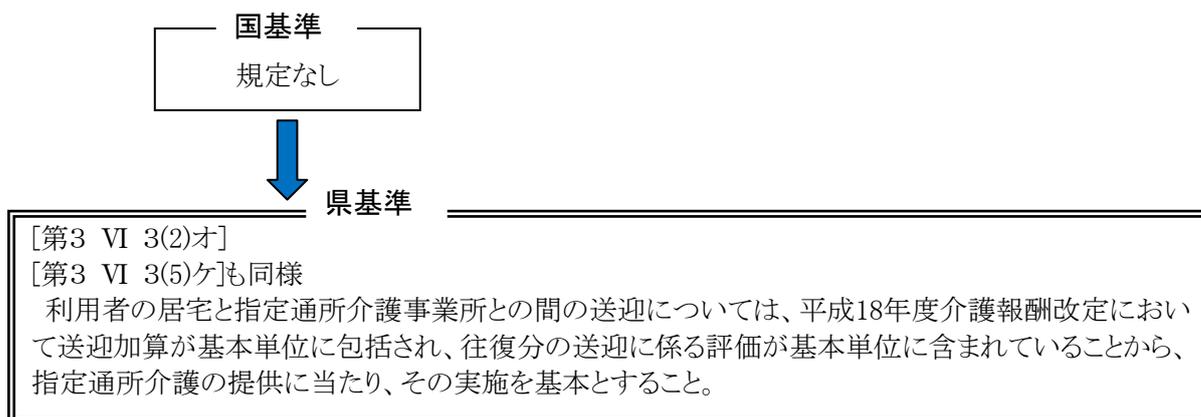
【考え方】

便所及び洗面設備の設置及び他施設等との共有について規定する。

- ・上記以外の設備に関する内容を国通知に則り規定する。

③運営に関する基準

- ・送迎の実施について(通所介護、通所リハビリテーション)

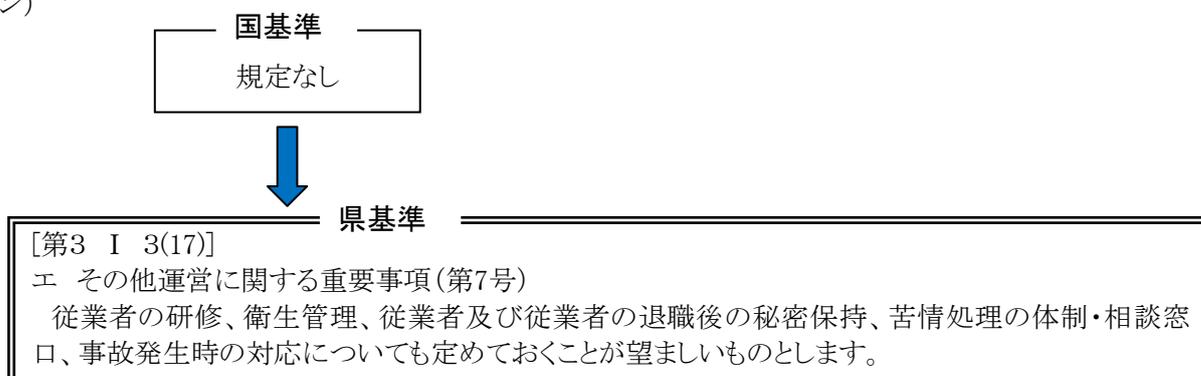


【考え方】

指定通所介護及び指定通所リハビリテーションのサービス提供について、その実施を基本とすることを規定する。

- ・運営規程

(訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養介護指導、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション)



【考え方】

「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(訪問入浴介護)

国基準
規定なし



県基準

[第3 II 3(5)]

イ その他運営に関する重要事項(第8号)

協力医療機関、従業者の研修、衛生管理、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくのが望ましいこと。

【考え方】

「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(訪問看護)

国基準
規定なし



県基準

[第3 III 3(6)]

居宅条例第77条は、指定訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問看護事業所ごとに義務付けたものです。なお、同条第7号の「その他運営に関する重要事項」には、従業者の研修、衛生管理(感染性廃棄物の処理方法を含みます。)、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくのが望ましいものとします。

【考え方】

「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

(福祉用具貸与、特定福祉用具販売)

国基準

[第3 11 3(4)]

② その他運営に関する重要事項(第6号)

(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法について規定すること。



県基準

[第3 X II 3(4)]

イ その他運営に関する重要事項(第6号)

従業者の研修、衛生管理((6)アの標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法を含みます。)、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について定めておくことが望ましいものとします。

【考え方】

「その他運営に関する重要事項」については、省令等に明確な規定はないが、運営上重要な事項として集団指導講習会や運営の手引きにより各サービスごとに指導している実態に基づいて、事故発生時の対応、従業員の秘密保持、研修機会の確保などの項目を規定する。

・上記以外の運営に関する内容を国通知に則り規定する。

(4) 介護予防サービス

① 人員に関する基準

・従業員の員数その他の人員に関する内容を国通知に則り規定する。

② 設備に関する基準

・設備に関する内容を国通知に則り規定する。

③ 運営に関する基準

・運営に関する内容を国通知に則り規定する。

○ 施行期日 平成25年4月1日

※ 居宅介護支援については、サービス別講義でご説明します。

【基準条例等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

－5. 国・県の通知

－高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について

－高齢福祉分野における施設基準等に関する解釈通知について

－高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について

－指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の公布について

－指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等に関する解釈通知について

(参考資料) 介護保険法の体系図

介 護 保 険 法		介護保険法施行令		
		介護保険法施行規則		
1 指 定 関 係				
サ ー 居 宅 ス ー ビ ス	基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第20号	
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号	
居 宅 支 援 介 護	基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	H26 神奈川県条例第41号	
	解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等について	H26.9.30 介保第141号	
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第17号
		解釈通知	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
	介護老人保健施設	基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	H25 神奈川県条例第18号
		解釈通知	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
	介護療養型医療施設	基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	H25 神奈川県条例第19号
		解釈通知	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
サ ー 介 護 予 防 ス ー ビ ス	基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第21号	
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号	
2 介 護 報 酬 関 係				
居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第19号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号	
		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号	
居 宅 支 援 介 護	基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第20号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号	
サ ー 施 設 ス ー ビ ス	基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第21号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号	
サ ー 介 護 予 防 ス ー ビ ス	基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第127号	
	解釈通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について	H18 老計発0317001 H18 老振発0317001 H18 老老発0317001	
そ の 他 報 酬 関 係	厚生労働大臣が定める一単位の単価		H24 厚生労働省告示第94号	
	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等		H24 厚生労働省告示第95号	
	厚生労働大臣が定める基準		H24 厚生労働省告示第96号	
	厚生労働大臣が定める施設基準		H24 厚生労働省告示第97号	
	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法		H12 厚生省告示第27号	
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		H12 厚生省告示第29号	
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		H18 厚生労働省告示第165号	
その他	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて		H12 老企第54号	

1 介護保険法改正の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)が平成26年6月25日に公布されました。

《概要》 ※厚生労働省資料より

1 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)

- ① 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ② 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療関係)

- ① 医療機関が都道府県知事に病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想(ビジョン)(地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定
- ② 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置づけ

3 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

- ① 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化
 ※地域支援事業:介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ② 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③ 低所得者の保険料軽減を拡充
- ④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ(ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き)
- ⑤ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4 その他

- ① 診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ② 医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を設置
- ④ 介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

※ 医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

【介護保険法改正・報酬改定については、下記の場所に掲載いたします。】

「介護情報サービスかながわ」

→書式ライブラリー

→16. 平成27年度介護保険制度改正・報酬改定

[URL] <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=27>

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

1 介護職員等による喀痰吸引等

(対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

(平成26年4月現在、実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 介護職員等

(具体的には、一定の研修を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等)

(実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
 - 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)
- などの場において、県知事が「認定特定行為業務従事者」として認定した介護福祉士や介護職員等のいる登録特定行為事業者により行われる。

【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の研修(喀痰吸引研修)を受けて認定されなければならないのですか。

(A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」類型となっています。その場合、認定特定行為従事者となることはできますか。

(A) 介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)

その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

2 登録特定行為事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受ける必要があります。(全ての要件に適合している場合は登録)

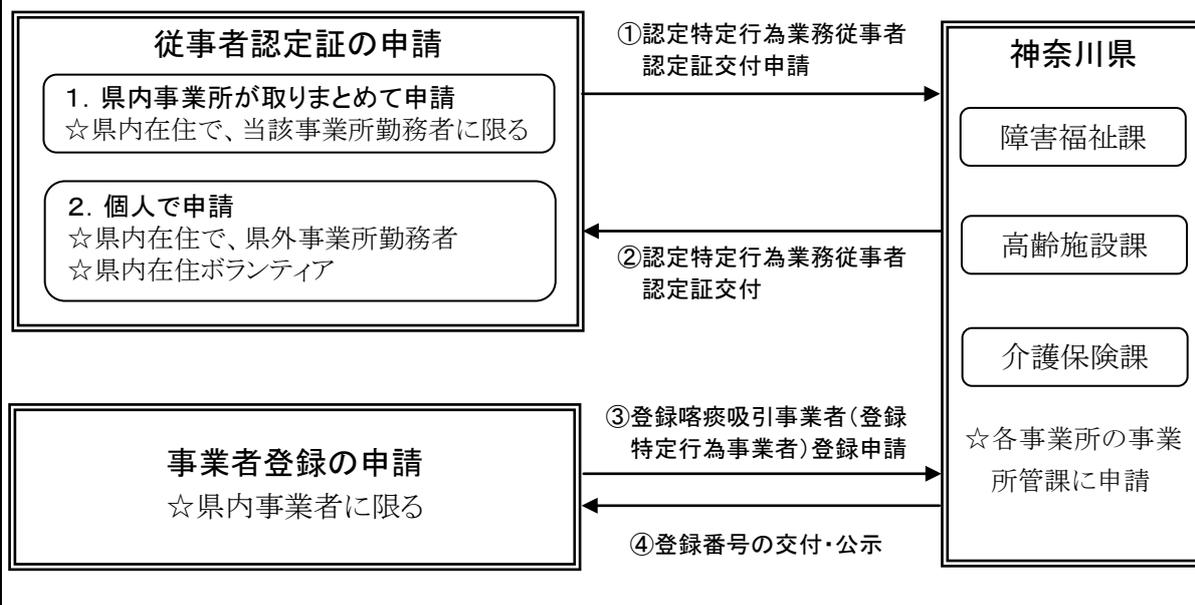
【登録の要件】

- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
- ☆具体的な要件については省令で定めている
- ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

＜対象となる施設・事業所等の例＞

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)・特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外です。

＜認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ＞



【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

(Q) 事業所は全て登録事業者となる必要がありますか。

(A) すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

3 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合している場合は登録)

【登録の要件】

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(准看護師は対象外)していること。
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ☆具体的な要件については省令で定めている

- 『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義＋演習＋実地研修」となっており、類型は次の3種類です。

- ・第1号研修(不特定多数の者対象)
- ・第2号研修(不特定多数の者対象・注)
- ・第3号研修(特定の者)

(注) 第2号研修とは実地研修で気管カニューレ、経鼻経管栄養を除く類型

※登録事業者や養成施設も登録研修機関となることが可能です。

【たん吸引等に関するQ&A(その3) 研修関係～特定の者対象(省令第3号研修)】

(Q) 特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び(評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能ですか。

(A) 登録研修機関(特定の者対象～省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の講義＋(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習＋実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義＋(評価を伴わない5種類の行為)シミュレーター演習」に加え、相当期間経過した後においても「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習＋対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習＋実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

③ なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上、上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。

(Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、現場演習の取扱いとは具体的にどのようなものになりますか。

(A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施すること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式／通知)

－14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

4

介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的として平成24年度に創設されたものです。

当該加算の算定に当たっては、毎年度、県に加算算定の届出及び賃金改善の実績報告を行う必要があります。

1 加算算定の届出について

加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、毎年度あらかじめ、県に加算算定の届出を行う必要があります。

2 賃金改善の実績報告について

当該加算を算定している介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、県に加算の総額、賃金改善の実施期間、方法、総額等を記載した介護職員処遇改善実績報告書等を提出する必要があります。

※県に提出した介護職員処遇改善実績報告書等は5年間保存する必要があります。

【例】



【実績報告の方法・様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ（書式／通知）

－0. 介護職員処遇改善加算

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>)

－平成25年度実績報告について

3 賃金改善計画等の周知について

【賃金改善計画等の周知】

全ての従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全ての従事者への文書による通知等、各法人、事業所において適切な方法で実施することが必要です。周知した内容の記録や周知したことが分かる写真などを整備しておいてください。

4 賃金改善に要する額について

【賃金改善に要する額】

賃金改善実施期間における賃金改善に要する額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）が本加算の総額を上回ることが介護職員処遇改善加算の算定要件となっています。賃金台帳等の帳票をご準備ください。

【留意事項】

- (1) 本加算の受給額は、健康診断料などの福利厚生費には充当できません。本加算による賃金上昇分に応じた法定福利費の事業主負担分の増加額には充当できます。
- (2) 本加算の受給額は、法定福利費の事業主負担の全体には充当できません。充当できるのは本加算による賃金上昇分に応じた部分のみです。本加算による本来の負担分には充当できません。
- (3) 賃金改善額が本加算の受給額を下回っていて、本加算受給額に余剰額が生じている場合には、一時金として賃金を追加支給するなどしてから、実績報告書を提出してください。

余剰額が生じた状態のままにしておいた場合には、本加算の算定要件を満たしていないものとして、その年度の本加算受給額の全額を返還しなければなりません。

本加算の受給額の個々の介護職員の賃金への充当額が確認できるよう、給与明細、賃金台帳等により、本加算受給額の用途を整理しておいてください。

5 変更の届出について

当該加算を算定している介護サービス事業者等は、加算を算定する際に提出した届出書等の内容に次の変更事項があった場合（当該加算の届出に関する介護サービス事業所等の新規指定、廃止等による増減などがあった場合）には、県に当該事項を記載した変更の届出を行う必要があります。

【変更の届出の方法・様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ（書式／通知）

－0. 介護職員処遇改善

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>)

－変更届出書

1 労働基準法関連

(1) 事業者指定の欠格事由及び取消要件について

- 介護人材の確保を図るためには、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要であることから、平成24年4月の介護保険法改正により、事業者指定の欠格及び取消要件に労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者が追加されています。

<介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 労働基準法等の労働条件に関する問題点について(平成25年3月神奈川労働局の発表による)

- 厚生労働省神奈川労働局は、神奈川県内で介護事業を運営する事業所に対して、労働条件に関する自主点検を実施しました。その結果、**約64%の事業所で、労働基準法等の基本的な労働条件に関する事項について何らかの問題が見られました。**

【基本的な労働条件についての問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
- ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ③年次有給休暇を与えていない。
- ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人未満の場合)を選任していない。
- ⑤健康診断を実施していない。

- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要な課題となりますが、従業者の仕事への取り組み意欲を維持するに当たっては、働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働くことができることが重要です。
- 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。

【参考資料等掲載場所】

- 介護労働者の労働条件の確保・改善に関するパンフレット

厚生労働省のホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準
> 業種・職種別の対策 > 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/090501-1.html>

※労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

神奈川県労働局のホームページ

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

2 介護保険施設等における防災対策の強化について

- 平成25年2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同月10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生しました。
- 介護保険施設や介護サービス事業所等は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策のほか、地震等の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。
- 各事業所におかれては、「社会福祉施設における火災防止対策の強化について(昭和48年4月13日社施第59号)」、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭和55年1月16日社施第5号)」等の各通知をもとに社会福祉施設の防災対策に万全を期していることと思いますが、さらに次の事項について今一度点検、確認等を行うとともに、その結果明らかとなった問題点については、速やかに改善措置を講ずるようお願いいたします。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 情報の把握 | 6. 有効な避難訓練の実施 |
| 2. 指揮組織の確立 | 7. 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立 |
| 3. 防災管理体制の整備 | 8. 危険物の管理 |
| 4. 職員等の防災意識の高揚 | 9. 事業所間の災害支援協定の締結 |
| 5. 消防用設備及び避難設備等の点検 | 10. 地域との連携 |

※上記各項目に関する詳細は、介護保険最新情報vol.282にてご確認ください。

【介護保険最新情報vol.282の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式/通知)

－5. 国・県の通知

－★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=588&topid=6>)

- * 消防法や建築基準法には、防火のための規定等が置かれています。
- * 通所系サービスや施設系サービスでは避難訓練の実施が必要ですが、実施に当たっては最寄りの消防署にもご相談ください。

(参考)県内の消防署、建築基準法所管部署の一覧

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式/通知)

－1. 新規事業者指定

－7. 通所介護【住宅サービスグループ】

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=57&topid=2>)

－8. 建築基準法・消防法に係る神奈川県からのお知らせ

6

指定権者の指導等について

県では介護保険指定事業所に対して、様々な指導を行っています。

- 1 集団指導講習会、新規セミナー
- 2 実地指導
- 3 その他(運営状況点検書、各種照会に対する回答等)

1 集団指導

(1) 集団指導講習会

- 指定介護保険事業者は、集団指導講習会に出席しなければなりません。
- 開催は地域別、サービス種類別に毎年1回(平成26年度は5月開催済)、神奈川県内(指定都市・中核市を除く)で介護保険の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の指定を受けている全ての事業所が対象となります。(原則として医療みなしによる指定事業所を除く。)
- この講習会は既に開設している事業所の管理者が対象であり、実地指導を通して誤りの多い事例や、平成26年度は「実際の指導事例」を取り扱う等、その年度で特にお伝えしたいことを取り上げた内容になっています。

※集団指導講習会は、介護保険法第24条に基づく事業者指導として実施するものですので、原則として管理者が必ず出席するようにしてください。

(2) 新規セミナー

- 新規に指定を受けた事業所の管理者、管理者変更に伴う新管理者及び開設予定事業者を対象に行う講習会です。

2 実地指導

- 期日を指定して、指定権者の職員が事業所を訪問して調査・指導を行います。

3 運営状況点検書

- 事業所の人員や設備、運営等について、指定基準等に適合しているかを確認するための自己チェックツールとして、「介護情報サービスかながわ」に運営状況点検書を掲載しています。※毎年度7月頃に掲載しています。
- 少なくとも年1回の点検を行うほか、事業所として法令遵守を確保するために活用してください。
- 点検結果については、事業所内で保管してください。

県への届出は不要です。

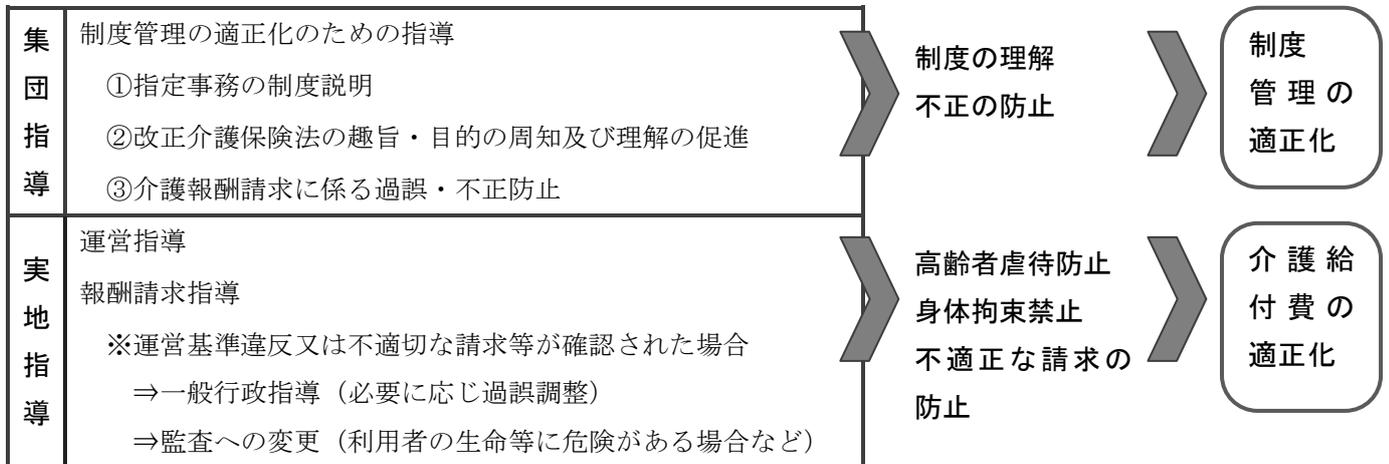
【運営状況点検書の掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」
－ライブラリ(書式/通知)
－9. 運営状況点検書・運営の手引き
－1. 運営状況点検書
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=540&topid=10>)
－【各サービス】平成26年度版 運営状況点検書

(参考資料) 指導と監査・処分事例等について

1 指導

介護保険事業者が法令遵守の下、質の高いサービスを提供できるようにするのが目的。指定権者等が、計画を立て、あらかじめ日時のお知らせがある。



2 監査

法令違反の疑いのある事業所に立ち入り、違反の有無を確認し、違反が認められた場合には、指定の取消しも含め厳正に対処する。（※運営の手引き「基準の性格」のページをご確認ください。）

【神奈川県における平成 25 年度の処分事例】

	停止の内容	停止の期間	サービスの種類
一部の効力停止	新規利用者へのサービスの提供	平成 25 年 8 月 1 日から 平成 26 年 1 月 31 日まで	指定通所介護 指定介護予防通所介護
	新規利用者へのサービスの提供	平成 25 年 12 月 6 日から 平成 26 年 3 月 5 日まで	指定居宅介護支援

	取消年月日	サービスの種類
指定取消	平成 25 年 10 月 1 日	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護
	平成 25 年 11 月 1 日	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護

詳細については、以下をご覧ください。

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp>)

ーライブラリ(書式/通知)

- ー 1 5 . 介護保険法による指定居宅サービス等の指定・更新・廃止・処分等について
- ー 介護保険事業者の指定取消し・一部効力の停止について
- ー 介護保険指定事業者の指定取消について

- 指定介護保険事業者は、次の①から③に該当するときは、県に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。
- ① 事業所の名称や所在地等に届出事項に変更があったとき。
 - ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき。
 - ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき。
- 届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生したときは、提出期限までに県に届出を行ってください。

【届出方法・提出期限等】

変更届	<p>必ず『変更届一覧表』により、次のア～ウを確認した上で、届出を行ってください。</p> <p>ア 届出が必要か、不要か</p> <p>イ 届出方法は来庁(事前)か、郵送(事前・事後)か</p> <p>ウ 必要書類は何か</p>
加算届	<p>ア 次の居宅系サービスの加算の届出</p> <p style="margin-left: 20px;">〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援(介護予防サービスは省略して記載)〕</p> <p>⇒加算算定開始月の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</p> <hr/> <p>イ 次の施設系サービスの加算の届出</p> <p style="margin-left: 20px;">〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護予防サービスは省略して記載)〕</p> <p>⇒加算算定開始月の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</p> <hr/> <p>ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通)</p> <p style="margin-left: 20px;">加算の算定要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに郵送により加算の廃止の届出を行ってください。</p>
休止届 廃止届	<p>廃止又は休止の日の1月前までに郵送により届出を行ってください。</p> <p style="margin-left: 20px;">※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。</p>
再開届	<p>再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。</p>

【変更の届出の方法・様式等の掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)
- －ライブラリ(書式/通知)
 - －2. 変更・廃止・休止・再開届
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3>)
 - －各サービス

介護サービス事業者(法人)は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない事業者(法人)は、速やかに届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制

- 介護サービス事業者(法人)は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

業務管理体制の 整備の内容	③業務執行の状況の監査の実施 (「業務執行状況の監査」)		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 (「法令遵守規程の整備」)		
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(「法令遵守責任者の選任」)		
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。

2 届出先

- 介護サービス事業者(法人)は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

区 分		届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	地方厚生局
(2)地域密着型サービス(介護予防を含む)事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者		市町村
(3)上記以外		都道府県

注意

※事業所の新規指定や廃止等により、届出先に変更があった場合は、変更前、変更後の行政機関にそれぞれ区分変更の届出を行わなければなりません。

※平成27年度から、地方厚生局が所管する事業者については本社(本部)が所在する都道府県が、都道府県が所管する事業者のうち、全ての事業者が1つの政令市内の所在するものについては当該政令市が届出先となります。

3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 法人代表者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所、職名
- 4 事業所等の名称、所在地(※)
- 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(事業所等の数が20以上の法人のみ)
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所等の数が100以上の法人のみ)

※法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合(例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など)のみ、変更の届出が必要です。

【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

- 様式、記入要領、業務管理体制の概要は、
 - 「介護情報サービスかながわ」
 - ーライブラリ(書式/通知)
 - ー8. 各種届出(業務管理体制・老人福祉法の届出)等
 - ー業務管理体制の整備に係る届出(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>)

注意

※厚生労働省や地方厚生局、市町村に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

【厚生労働省のホームページ】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

【地方厚生局のホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/>

1 指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

(1) 指定有効期間と指定の更新

- 介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられており、介護保険事業者は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。
- 指定の有効期間は、原則として「指定日から6年を経過する日まで」とされていますが、平成18年3月以前に受けた指定の有効期間については、次のとおり経過措置が設けられているため、注意が必要です。

< 指定更新制度の経過措置 >

事業者指定日 (事業者指定更新日)	平成12年4月1日～ 平成13年3月31日	平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	平成14年4月1日～
経過措置期間	指定日から8年間	指定日から7年間	なし (指定日から6年間)
指定有効期間満了日	平成20年3月31日～平成21年3月30日		平成20年3月31日～

※平成12年3月31日以前に指定を受けた事業者は、平成12年4月1日に指定を受けたものとみなされます。

(2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類(控)、変更届(控)
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

※ 事業所情報の確認方法は、資料21ページを参照してください。

ポイント

- 貴事業所のサービス毎に指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。(指定の失効)
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式/通知)

－4. 指定更新(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5>)

1 介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>)

「介護情報サービスかながわ」では、神奈川県内の指定事業所の情報・神奈川県からのお知らせ・申請書類の掲載・Q&A集・各種セミナー等のご案内等様々な情報を掲載しています。ホームページは随時更新していますので、その時々で最新の情報を確認するようにしてください。

2 メール配信システムについて

神奈川県からの、介護保険事業所に対するお知らせは、原則としてメール配信にて行うこととしています。神奈川県からのお知らせは、題名が「●神奈川県からのお知らせ」と配信されます。

メール配信システムに登録をしていない場合、大切な情報を得られない可能性があります。メール配信システムへの登録がお済みでない事業所は、至急登録いただきますようお願いいたします。

- * 登録料、システム使用料はかかりません。
- * 一度、登録すれば、自動的にメール配信されます。
- * 登録可能なアドレスは、ID・パスワード毎に1つです。

※ 最新の情報はメール配信にて随時お知らせしています。メールチェックはこまめに行い、必要な情報は従業者全員に周知を行うとともに、事業所内で情報共有を図ってください。

3 事業所情報の確認方法

介護情報サービスかながわで「介護事業所検索」を行うと、事業所情報が確認できます。ただし、掲載している情報が全て指定権者に届出ている内容ではなく、情報公表データや事業所自らデータを修正する箇所と分かれています。

詳しくは以下をご確認ください。

介護情報サービスかながわ

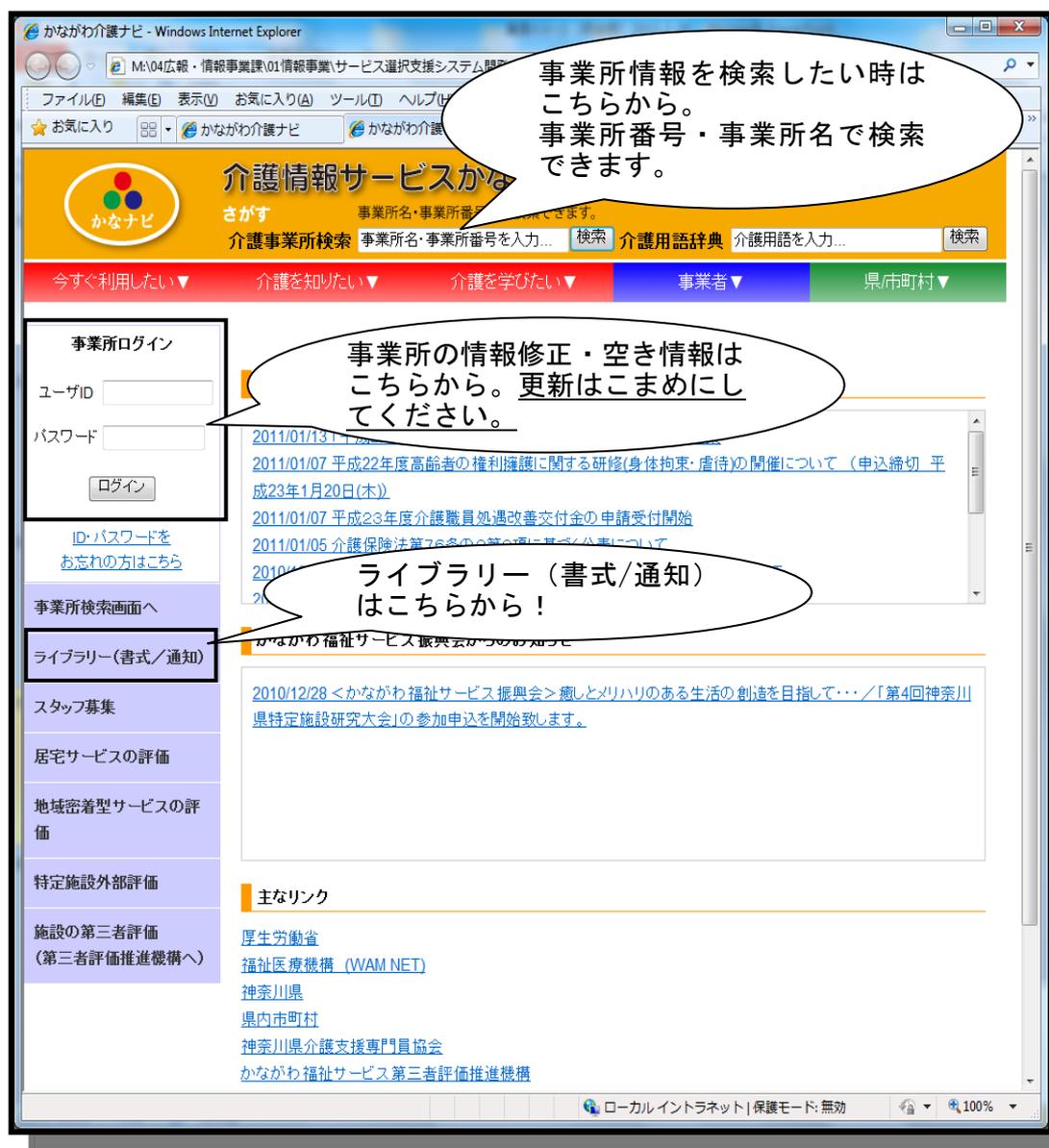
ーライブラリ(書式/通知)

ー17. 振興会からのお知らせ

ー01-1指定事業者用、操作マニュアル類

ー各サービス

「介護情報サービスかながわ」は平成23年4月1日、平成24年6月にリニューアルしており、新システムの主な特徴として、「介護サービス情報の公表」制度の基本情報のデータを随所に活用しています。この基本情報は事業所の責任において公表するものです。正確に報告してください。基本情報に変更が生じた場合は、速やかに修正をお願いします。



4 介護サービスQ&A

厚生労働省から各種法令や告示、通知において規定されている事項について個別具体的な運用方法を規定したQ&A集が発出されています。基準の解釈等で迷った際は、Q&A集で回答が示されていないか確認してください。

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp>)

ーライブラリー（書式/通知）

ー6. 国・県等 Q&A

ー1. 国Q&A

ー介護サービスQ&A集

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=111&topid=8>)

※ Q&A集は数多くの内容が掲載されています。パソコンの「Ctrl」ボタンを押しながら、アルファベットの「F」を押すと検索機能が使用できます。探したい内容のキーワードで検索してください。

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるように支援するための仕組みとして、介護保険法で定められている制度です。

1 公表する情報の内容

公表する情報は、事業所が提供する介護サービスの内容及び事業所の運営状況に関する情報のうち、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを選択するために必要な情報で、これを「介護サービス情報」と言います。

なお、新規に指定を受けたすべての事業所は、事業所の介護サービス情報の基本となる「基本情報」を神奈川県知事に報告する義務があります。

2 「基本情報」について

「基本情報」は、開設法人や事業所の名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数や資格、施設・設備の状況や利用料金などの情報であって、介護サービス事業所が報告した内容を事業所に伺い、調査した上で公表します。

公表される情報の内容については、介護サービス事業所が責任を負います。

3 情報の公表の頻度

介護サービス事業所は、毎年1回、県が指定した期日までに、介護サービス情報を指定情報公表センター（県指定機関）に報告してもらいます。

事業所から報告いただいた基本情報を、指定情報公表センターが「介護サービス情報公表システム」で翌月末に公表します。（3月新規指定分は翌年度扱いで実施します。）

【情報公表システム】

[\(http://center.rakuraku.or.jp/\)](http://center.rakuraku.or.jp/)

介護サービス情報の公表は、法令に基づく、介護サービス事業者の義務です。後日、県から送付される通知に基づき、期限内に「基本情報の報告」と「手数料の支払い」をお願いします。＜スケジュールは次ページを参照してください＞

4 公表・調査手数料

各手数料については、介護サービス情報の公表及び調査事務に要する費用に対して条例で定めるところにより、手数料を徴収するものです。

平成26年度の公表・調査手数料は、次のとおりです。

種別	対象	区分	金額
公表	平成26年3月1日以降に新規指定を受けた場合（再開事業所を含む）	①基本情報に係る情報公表手数料	5,680円
	【参考】平成26年2月28日以前に新規指定を受けている場合	②基本情報及び運営情報に係る情報公表手数料	6,380円
調査	新規指定を受けた年度から3年間、その後は3年毎に実施	介護サービス情報調査手数料（サービスの種類によって金額が異なる）	20,070円 ～25,570円

5 介護サービス情報公表制度に関する書面の郵送について

- 新規指定事業所には、次の日程で、神奈川県より「介護サービス情報公表制度」に関する書面が郵送されます。

【平成26年度】

	4～6月 新規	7月新規	8月新規	9月新規	10月新規	11月新規	12月新規	1月新規	2月新規	3月新規
書類 送付日	6/13	7/8	8/7	9/8	10/8	11/7	12/8	1/8	2/6	—
調査票記入 開始日	6/17	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/9	—
調査票報告 期限	7/15	8/15	9/16	10/15	11/17	12/15	1/15	2/16	2/27	—
調査月	7・8月	8・9月	9・10月	10・11月	11・12月	12・1月	1・2月	2・3月	3月	—
情報 公表月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月	—

※ 書類送付日につきましては、発送日となっております。到着日は若干の日にちのズレがあります。ご了承ください。

【書類内容物の確認について】

後日、県から送付される郵便物には、次の文書が同封されています。ご確認ください。

- ① 「計画通知書」
オレンジ色の書面です。事業所ごとの「報告ID」・「パスワード」が記載された書面です。
調査票の記入や基本情報の修正等に必要となりますので、大切に保管してください。
- ② 手数料に関する納入通知書
- ③ 「介護サービス情報の公表」制度に係る調査票の提出等について（通知）
- ④ 平成26年度「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度 ○月新規開設・再開 事業所の方へ
- ⑥ 情報公表手数料 納入通知連絡票
- ⑦ 公表情報報告システム 利用方法について
- ⑧ 報告かんたん操作ガイド

【留意事項等について】

情報公表制度の実施に当たっての留意事項等が指定情報公表センターのホームページ(<http://center.rakuraku.or.jp/>)に掲載されています。必ず、確認をお願いします。

問い合わせ先

- ◆情報公表制度全般に関すること
 - ◆情報公表手数料の納付に関すること
- 神奈川県介護保険課在宅サービスグループ
電話 045-210-1111 内線 4842、4844
(平日 8:30-12:00/13:00-17:15)

- 項目の解釈に関すること
 - 公表システムに関すること
- 指定情報公表センター
電話 045-227-5690
(平日 9:30-17:00)

生活保護法による指定介護機関の指定等について

(介護保険法に基づく指定日が平成26年6月30日までの場合)

生活保護の受給者に対して介護サービスを提供するには、介護保険法に基づく指定の他に、新たにサービス種類ごとに生活保護法の指定事業者となる必要があります。

1 生活保護法の指定の申請手続

○ 生活保護法では、実施するサービスごとに指定申請が必要です。ただし、既に介護保険法による指定を受けたサービスについてのみ指定対象となります。

(注) 生活保護法が改正され(以下「新法」という。)、平成26年7月1日から施行されます。施行日において指定を受けている介護機関は、新法第54条の2第1項の規定による指定があったものとみなされます。詳細は、介護情報サービスかながわの「書式ライブラリー」→「6. 国・県の通知」をご覧ください。

2 生活保護法の指定介護機関の届出事項

届出の種類	届出が必要な事項	届出の時期
変更届	事業所の名称変更、移転(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・他の県所管域それぞれの区域内での移転の場合に限る) 所在地変更	介護保険法と同時
廃止届	指定を受けた事業を廃止するとき 申請者が変わったとき(法人化したとき、経営母体が変わったとき) 事業所が移転したとき(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・他の県所管域間での移転の場合)※移転先での新規申請が必要	介護保険法と同時
休止届	事業所を休止する場合	介護保険法と同時
再開届	事業所を再開する場合	介護保険法と同時
処分届	介護保険法による処分を受けた場合	処分を受けた時
辞退届	生活保護法の指定を辞退する場合	辞退予定日の30日前

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・その他の県所管域間での移転の場合は、生活保護法の指定権者が異なるため、従前の所在地への廃止届と、新規所在地での新規指定申請が必要となりますので注意して下さい。

3 指定申請書や届出の提出先

○ 横浜市内、川崎市内、相模原市内、横須賀市内に所在する事業所は各市役所の生活保護担当課、それ以外に所在する事業所は、神奈川県生活援護課になります(住所、電話番号等は以下のホームページを参照)。また、各福祉事務所(横浜市は各区福祉保健センター、川崎市は各区保健福祉センター)でも受け付けています。

4 指定申請書や届出様式の入手方法

○ 申請用紙等は各福祉事務所にあります。神奈川県生活援護課のホームページ「指定介護機関の申請手続き」のページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl52/p2912.html>

5 生活保護受給者に介護サービスを提供する際の福祉事務所との連携について

生活保護法では、介護扶助により生活保護受給者の介護サービスの需要に対応しています。介護扶助は原則介護保険の給付対象と同一です。介護扶助の円滑な実施には、事業者と福祉事務所との連携が不可欠です。例えば要介護認定申請、受給者の入院等何か変化があった場合や、償還払いとなるようなサービスを受けた場合については関係福祉事務所と連携を取られますようお願いいたします。

◎ 介護保険と介護扶助の関係

	40歳～65歳未満の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
医療保険未加入者	<p>介護保険の被保険者以外の者 (介護扶助10割給付*)</p> <p>※ 生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、<u>介護保険の被保険者となりません。</u></p>	<p>第1号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>
医療保険の被保険者	<p>第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>	

※()内は、介護保険と介護扶助の費用負担関係

※ 40歳～65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者については、障害福祉サービスの活用が可能な場合は、生活保護の介護扶助よりも障害福祉サービスを優先して活用することになります。

☆ 居宅(介護予防)サービス計画等の福祉事務所への提供について

介護扶助の適切な実施のため、サービス利用票及び別表(写)を毎月福祉事務所へ提供してください。(福祉事務所はサービス利用票及び別表により介護扶助を決定し介護券を発行します。)また、居宅(介護予防)サービス計画や事業所の変更、居宅療養管理指導の利用等についても随時、情報提供をお願いします。

※ 福祉事務所は被保険者である生活保護受給者については、事業者からの居宅介護サービス計画等の情報の収集や事業者への情報提供を行うにあたり、個人情報保護の観点から本人の同意を得ることとされています。

☆ 介護券について

介護券は毎月事業所ごとに発行されます。介護券の記載事項は正確にレセプトに転記してください。(特に、介護券に本人支払額が記載されている場合の記載漏れにご注意下さい。)介護券は請求の根拠となるものですので、必ず介護券に基づき請求し、5年間保管してください。

※ 保護開始前日以前のサービス提供分については、介護扶助は適用されません。

なお、以下のサービスについて介護券は発行されません。

1号2号被保険者	福祉用具購入 住宅改修 居宅介護支援 介護予防支援
被保険者以外の者	福祉用具購入 住宅改修

生活保護法による指定介護機関の指定等について

(介護保険法に基づく指定日が平成26年7月1日以降の場合)

生活保護の受給者に対して介護サービスを提供するには、介護保険法に基づく指定の他に、新たにサービス種類ごとに生活保護法の指定事業者となる必要があります。

1 生活保護法の指定の申請手続

○生活保護法が改正され(以下「新法」という。)、平成26年7月1日から施行されました。施行日以降に介護保険法により指定又は許可を受けた介護機関は、新法による指定を受けたものとみなされます。詳細は、介護情報サービスかながわの「書式ライブラリー」→「6. 国・県の通知」をご覧ください。

2 生活保護法の指定介護機関の届出事項

届出の種類	届出が必要な事項	届出の時期
変更届	事業所の名称変更、移転(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・他の県所管域それぞれの区域内での移転の場合に限る) 所在地変更	介護保険法と同時
休止届	事業所を休止する場合	介護保険法と同時
再開届	事業所を再開する場合	介護保険法と同時
処分届	介護保険法による処分を受けた場合	処分を受けた時
辞退届	生活保護法の指定を辞退する場合(介護保険法による指定時に、新法での指定を不要とする旨の「申出書」を提出せず、一旦新法による指定を受けた場合)	辞退予定日の30日前

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・その他の県所管域間での移転の場合は、生活保護法の指定権者が異なるため、従前の所在地への廃止届と、新規所在地での新規指定申請が必要となりますので注意して下さい。

3 指定申請書や届出の提出先

○ 横浜市内、川崎市内、相模原市内、横須賀市内に所在する事業所は各市役所の生活保護担当課、それ以外に所在する事業所は、神奈川県生活援護課になります(住所、電話番号等は以下のホームページを参照)。また、各福祉事務所(横浜市は各区福祉保健センター、川崎市は各区保健福祉センター)でも受け付けています。

4 指定申請書や届出様式の入手方法

○ 申請用紙等は各福祉事務所にあります。神奈川県生活援護課のホームページ「指定介護機関の申請手続き」のページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl52/p804128.html>)

5 生活保護受給者に介護サービスを提供する際の福祉事務所との連携について

生活保護法では、介護扶助により生活保護受給者の介護サービスの需要に対応しています。介護扶助は原則介護保険の給付対象と同一です。介護扶助の円滑な実施には、事業者と福祉事務所との連携が不可欠です。例えば要介護認定申請、受給者の入院等何か変化があった場合や、償還払いとなるようなサービスを受けた場合については関係福祉事務所と連携を取られますようお願いいたします。

◎ 介護保険と介護扶助の関係

	40歳～65歳未満の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
医療保険未加入者	<p>介護保険の被保険者以外の者 (介護扶助10割給付*)</p> <p>※ 生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、<u>介護保険の被保険者となりません。</u></p>	<p>第1号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>
医療保険の被保険者	<p>第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>	

※()内は、介護保険と介護扶助の費用負担関係

※ 40歳～65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者については、障害福祉サービスの活用が可能な場合は、生活保護の介護扶助よりも障害福祉サービスを優先して活用することになります。

☆ 居宅(介護予防)サービス計画等の福祉事務所への提供について

介護扶助の適切な実施のため、サービス利用票及び別表(写)を毎月福祉事務所へ提供してください。(福祉事務所はサービス利用票及び別表により介護扶助を決定し介護券を発行します。)また、居宅(介護予防)サービス計画や事業所の変更、居宅療養管理指導の利用等についても随時、情報提供をお願いします。

※ 福祉事務所は被保険者である生活保護受給者については、事業者からの居宅介護サービス計画等の情報の収集や事業者への情報提供を行うにあたり、個人情報保護の観点から本人の同意を得ることとされています。

☆ 介護券について

介護券は毎月事業所ごとに発行されます。介護券の記載事項は正確にレセプトに転記してください。(特に、介護券に本人支払額が記載されている場合の記載漏れにご注意下さい。)介護券は請求の根拠となるものですので、必ず介護券に基づき請求し、5年間保管してください。

※ 保護開始前日以前のサービス提供分については、介護扶助は適用されません。

なお、以下のサービスについて介護券は発行されません。

1号2号被保険者	福祉用具購入 住宅改修 居宅介護支援 介護予防支援
被保険者以外の者	福祉用具購入 住宅改修

(参考資料) 介護保険事業所に係る指定・指導監督の所管・苦情相談窓口一覧

政令指定都市・中核市に所在する事業所については、当該市役所が所管します。

1 新規指定・指定更新・加算・変更・廃止・休止届の所管

	所管課・担当サービス
神奈川県	介護保険課 在宅サービスグループ 電話045-210-1111 内線4840～4844 (居宅系サービス・介護予防サービス・居宅介護支援)
	高齢施設課 福祉施設グループ 電話045-210-1111 内線4851～4854 (短期入所生活介護・介護老人福祉施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)
	高齢施設課 保健・居住施設グループ 電話045-210-1111 内線4856～4859 (短期入所療養介護・介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護・介護療養型医療施設)

2 指導の所管

(平成26年4月1日から変更となりました。)

事業所の所在地	所管する所属
平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、二宮町	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0463-32-0130(代)
鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-24-3900(代)
小田原市、箱根町、 真鶴町、湯河原町	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0465-32-8000(代)
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課 電話0465-83-5111(代)
藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-85-1171(代)
厚木市、大和市、 海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県厚木保健福祉事務所 保健福祉課 電話046-224-1111(代)

※ 上記については、介護保険法第24条に基づく指導であるが、同法第23条に基づく指導については、各市町村が権限を有する。

3 監査の所管

事業所の所在地	所管する所属
指定都市・中核市 以外の市町村	神奈川県 介護保険課 監査グループ 電話045-210-1111 内線4820 ～4822

4 介護保険に関する市（区）町村等の苦情・相談窓口一覧

平成26年4月1日現在

●政令市の窓口

市 区	担当課(係)	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	045(671)2356
鶴見区	高齢・障害支援課	045(510)1770
神奈川区	高齢・障害支援課	045(411)7019
西区	高齢・障害支援課	045(320)8491
中区	高齢・障害支援課	045(224)8163
南区	高齢・障害支援課	045(743)8184
港南区	高齢・障害支援課	045(847)8495
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045(334)6394
旭区	高齢・障害支援課	045(954)6061
磯子区	高齢・障害支援課	045(750)2494
金沢区	高齢・障害支援課	045(788)7868
港北区	高齢・障害支援課	045(540)2325
緑区	高齢・障害支援課	045(930)2315
青葉区	高齢・障害支援課	045(978)2479
都筑区	高齢・障害支援課	045(948)2313
戸塚区	高齢・障害支援課	045(866)8452
栄区	高齢・障害支援課	045(894)8547
泉区	高齢・障害支援課	045(800)2436
瀬谷区	高齢・障害支援課	045(367)5714
川崎市(本庁)	介護保険課	044(200)2678
川崎区	高齢・障害課	044(201)3282
大師地区健康福祉 ステーション	介護保険係	044(271)0161
田島地区健康福祉 ステーション	介護保険係	044(322)1996
幸区	高齢・障害課	044(556)6689
中原区	高齢・障害課	044(744)3136
高津区	高齢・障害課	044(861)3269
宮前区	高齢・障害課	044(856)3238
多摩区	高齢・障害課	044(935)3187
麻生区	高齢・障害課	044(965)5146
相模原市(本庁)	高齢政策課	042(707)7046

●その他市町村の窓口

市町村	担当課(係)	電話番号
横須賀市	介護保険課	046(822)8253
鎌倉市	高齢者いきいき課	0467(23)3000
逗子市	介護保険課	046(873)1111
三浦市	高齢介護課	046(882)1111
葉山町	福祉課	046(876)1111
厚木市	介護保険課	046(225)2240
大和市	介護保険課	046(260)5170
海老名市	高齢介護課	046(235)4952
座間市	介護保険課	046(252)7719
綾瀬市	高齢介護課	0467(70)5636
愛川町	高齢介護課	046(285)2111
清川村	保健福祉課	046(288)3861
平塚市	介護保険課	0463(21)8790
藤沢市	介護保険課	0466(50)3527
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課	0467(82)1111
秦野市	高齢介護課	0463(82)5714
伊勢原市	介護高齢福祉課	0463(94)4711
寒川町	高齢介護課	0467(74)1111
大磯町	福祉課	0463(61)4100
二宮町	健康長寿課	0463(71)3311
南足柄市	高齢介護課	0465(73)8057
中井町	健康課	0465(81)5546
大井町	介護福祉課	0465(83)8011
松田町	健康福祉課	0465(83)1226
山北町	保険健康課	0465(75)3642
開成町	保険健康課	0465(84)0320
小田原市	介護保険課	0465(33)1827
箱根町	健康福祉課	0460(85)7790
真鶴町	健康福祉課	0465(68)1131
湯河原町	介護課	0465(63)2111

県 庁

居宅系サービス	介護保険課045(210)4840	指定事業者の監査	介護保険課045(210)4820
老人福祉施設等	高齢施設課045(210)4851	事業者の指定・監査以外 に関する問い合わせ	高齢社会課045(210)4835
老人保健施設等	高齢施設課045(210)4856		

※ 県庁の苦情・相談窓口については、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所は対象となりませんのでご注意ください。

国保連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	
〒220-0003 横浜市西区楠町27番1 FAX. 045-317-9959	
TEL. 045-329-3447 TEL. 0570-022110《苦情専用》	
受付時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）	

※送信票は不要です。

神奈川県 介護保険課 行き	FAX 045-210-8866
------------------	------------------

平成26年度指定介護保険事業者新規セミナー質問用紙

事業所番号	1	4								
事業所名										
担当者名										
連絡先 (TEL/FAX)	TEL:		—			—				
	FAX:		—			—				

質問の 対象サービス (該当に○)	居宅介護支援 ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 通所介護 通所リハビリテーション ・ 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売
	その他

【質問内容】(新規セミナー受講日: 月 日)

--